

公安委員会 決裁資料	鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正について	令和7年2月26日 課 理 試 験 企 業 指 導 課
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行により、令和7年3月24日から個人番号カードと運転免許証の一体化が開始されることに伴い、運転免許に係る各種手続、様式等が変更されることから、鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正するもの</p> <p>(2) その他語句の修正</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 条の内容修正・・・12項目</p> <p>ア 第2条（申請書等の提出）</p> <p>イ 第2条の2（更新申請書等に添付する写真の省略）</p> <p>ウ 第12条（運転者の遵守事項）</p> <p>エ 第13条（安全運転管理者等の選任等の届出）</p> <p>オ 第26条（審査等）</p> <p>カ 第32条（技能試験官の指定）</p> <p>キ 第33条（試験等の合格通知）</p> <p>ク 第34条の2（運転経歴証明書の交付等）</p> <p>ケ 第34条の3（運転経歴証明書の記載事項の変更）</p> <p>コ 第34条の4（運転経歴証明書の再交付）</p> <p>サ 第34条の5（運転経歴証明書の返納）</p> <p>シ 第38条（講習）</p> <p>(2) 条の新設・・・2項目</p> <p>ア 第34条の6（運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出）</p> <p>イ 第34条の7（運転経歴情報の抹消）</p> <p>(3) 条の削除及び削除理由・・・3項目</p> <p>ア 第34条の2第2項（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則で定められているため削除する。</p> <p>イ 第34条の3第2項（運転経歴証明書の記載事項の変更） 道路交通法施行規則で定められているため削除する。</p> <p>ウ 第34条の4第2項（運転経歴証明書の再交付） 道路交通法施行規則で定められているため削除する。</p> <p>(4) 様式の一部変更、新設、削除</p> <p>ア 一部変更・・・4様式</p> <p>(ア) 様式第26号の2（第26条関係） 運転免許の条件変更等登録票</p> <p>(イ) 様式第32号（第33条関係） 運転免許試験合格通知書</p>		

(継用紙)

(ウ) 様式第34号 (第34条の2, 第34条の4関係)

旧 運転経歴証明申請書 (交付・再交付)

新 運転経歴証明書交付等申請書 (交付・再交付)

(エ) 様式第37号 (第34条の3関係)

旧 運転経歴証明書記載事項変更届 (登録票) (県内・県外)

新 運転経歴証明書記載事項 (運転経歴情報) 変更届 (登録票) (県内・県外)

イ 新設・・・4様式

(ア) 様式第12号 (第13条関係)

運転管理経歴証明書

(イ) 様式第33号 (第33条関係)

技能審査合格通知書

(ウ) 様式第40号 (第34条の5関係)

運転経歴証明書返納届

(エ) 様式第41号 (第34条の7関係)

運転経歴情報抹消届

ウ 削除・・・4様式

(ア) 様式第35号 (第34条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

(イ) 様式第36号 (第34条の2関係)

運転経歴証明書

(ウ) 様式第38号 (第34条の4関係)

運転経歴証明亡失・滅失てん末書

(エ) 様式第39号 (第34条関係)

運転経歴証明書再交付申請書

3 施行期日

令和7年3月24日 (改正法令の施行期日)

4 経過措置

なし

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部を改正 する規程について	令和7年2月26日 免許管理課・免許試験課
<p>1 規程概要</p> <p>法令又は条例に基づく公安委員会の権限に属する事務の決裁並びに公安委員会の権限に属する事務のうち、専決させることができる事務について必要な事項を定め、事務処理の能率化及び適正化を図ることを目的とする。</p> <p>2 改正理由</p> <p>(1) マイナンバーカードと運転免許証の一体化を主な内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴う道路交通法施行令、道路交通法施行規則及び国家公安委員会規則等の関係政令等（以下「下位法令」という。）の整備により、下位法令に基づく公安委員会の権限に属する事務について、新設その他必要な修正を行う必要があること。</p> <p>(2) その他下位法令について、警察本部内所掌事務の見直しに伴う修正、不備による新設等必要な修正を行う必要があること。</p> <p>3 改正内容等</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>本規程別表第2の「免許管理課」及び「免許試験課」のうち、下位法令の欄について、改正する。</p> <p>(2) 内訳【計34項目（免管課・免試課×13、免管課×15、免試課×6）】</p> <p>ア マイナ一体化に伴う下位法令の整備に伴うもの …… 10項目</p> <p>（ア） 運転経歴証明書、運転経歴情報に関する事務（新設）（3項目）</p> <p>（イ） 文言修正、条項号変更（7項目）</p> <p>イ その他下位法令に係る事務の新設、修正等 …… 24項目</p> <p>（ア） サポートカーの限定解除に関する事務（新設）（1項目）</p> <p>（イ） 運転経歴証明書に関する事務（新設）（2項目）</p> <p>（ウ） 警察本部内所掌事務見直しに関する事項（17項目）</p> <p>（エ） 条項号変更（4項目）</p> <p>4 決裁・専決区分</p> <p>(1) 運転経歴証明書、運転経歴情報に関する事務</p> <p>道路交通法における運転経歴証明書及び運転経歴情報に関する事務が課長又は警察署長の専決と規定されているため、同事務に併せて、課長又は警察署長の専決とする。</p> <p>(2) サポートカーの限定解除に関する事務</p> <p>従来の免許条件解除又は変更に係る審査に関連する事務であり、即時対応が必要な事務であることから、課長又は警察署長による専決とする。</p> <p>5 施行期日</p> <p>令和7年3月24日</p> <p>6 経過措置</p> <p>無し</p>		

公安委員会 決裁資料	緊急自動車の運転資格の審査に関する規則 の一部改正について	令和7年2月26日 免許試験課
<p>1 改正する公安委員会規則 緊急自動車の運転資格の審査に関する規則 (昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号)</p> <p>2 規則改正理由 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行に伴い、令和7年3月24日から個人番号カードと運転免許証の一体化が開始されることとなり、施行後は、運転免許証の交付に加え、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することが可能となるなど規定等が整備されるため、一部文言等の変更が必要であり、公安委員会規則を改正するものである。</p> <p>3 改正する主な内容</p> <p>(1) マイナ免許証導入に伴う改正</p> <p>ア 条文中の語句改正</p> <p>(ア) 「免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)」を加え、それを「免許証等」とする。</p> <p>(イ) 「免許証への記載」の次に「又はマイナ免許証への記録」を加え、それぞれの記載又は記録方法を加える。</p> <p>(ウ) 「記載」の次に「又は記録」を加え、それを「記載等」とする。</p> <p>(エ) 免許証等を亡失するなどして、再び記載等を必要とする場合、それぞれの記載又は記録方法を加える。</p> <p>イ 様式変更(別記第1号様式、別記第2号様式)</p> <p>(ア) 「現に受けている免許証」を「現に受けている免許」に改める。</p> <p>(イ) 「交付公安委員会」を「交付等公安委員会」に、「交付年月日」を「交付等年月日」に改める。</p> <p>(ウ) 「免許証番号」を「免許証等番号」に改める。</p> <p>(エ) 備考項目の追加</p> <p>(2) その他(別表中)</p> <p>「前輪軸距」を「前輪輪距」に、「軸距」を「輪距」に改める。</p> <p>4 施行年月日 令和7年3月24日</p>		

公安委員会 決裁資料	取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正について	令和7年2月26日 免許試験課
<p>1 改正する公安委員会規則 取消処分者講習の実施に関する規則 (平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号)</p> <p>2 規則改正理由 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行に伴い、令和7年3月24日から個人番号カードと運転免許証の一体化が開始されることとなり、施行後は、運転免許証の交付に加え、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することが可能となるなど規定等が整備されるため、一部文言等の変更が必要であり、公安委員会規則を改正するものである。</p> <p>3 改正する内容</p> <p>(1) マイナ免許証導入に伴う改正(様式変更) 第14号様式(第13条関係)及び第15号様式(第13条関係)については、「交付公安委員会」を「交付等公安委員会」に改め、備考項目に「※ 交付等公安委員会の欄は、運転免許証の交付又は免許情報記録個人番号カードの記録を行った公安委員会を記載する。」を追加する。</p> <p>(2) その他 第19号様式(第17条関係)については、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則に示される様式で、これら様式については、運転免許試験事務処理要領において規定することから、本規則から削除する。</p> <p>4 施行年月日 令和7年3月24日</p> <p>5 附則 「この規則の施行の際現に改正前の取消処分者講習の実施に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。」を附則とし、現様式在庫等に対応する。</p>		

公安委員会 決裁資料	指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則の一部改正について	令和7年2月26日 免許試験課
<p>1 改正する公安委員会規則 指定自動車教習所の指定及び検査等に関する規則 (平成9年鹿児島県公安委員会規則第5号)</p> <p>2 規則改正理由 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行に伴い、令和7年3月24日から個人番号カードと運転免許証の一体化が開始されることとなり、施行後は、運転免許証の交付に加え、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することが可能となるなど規定等が整備されるため、一部文言等の変更が必要であり、公安委員会規則を改正するものである。</p> <p>3 改正する内容</p> <p>(1) マイナ免許証導入に伴う改正</p> <p>ア 様式変更(別記第7号様式)</p> <p>(ア) 現有免許欄の「交付」を「交付等」に改める。</p> <p>(イ) 表欄外の「※」を「注1」に改め、「注2 交付等の欄は、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日を記載する。」を加える。</p> <p>イ 様式変更(別記第8号関係)</p> <p>(ア) 現有免許欄の「交付」を「交付等」に改める。</p> <p>(イ) 表欄外の「※」を「注1」に改め、「注2 交付等の欄は、運転免許証の交付日又は免許情報記録個人番号カードの記録日を記載する。」を加える。</p> <p>(2) その他 様式変更(別記第11号様式) 現に受けている免許欄を削る。</p> <p>4 施行年月日 令和7年3月24日</p>		

公安委員会 決裁資料	大型免許等取得時講習の実施に関する規則 の一部改正について	令和7年2月26日 免許試験課
<p>1 改正する公安委員会規則 大型免許等取得時講習の実施に関する規則 (平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号)</p> <p>2 規則改正理由 道路交通法施行規則第38条の3に規定する「講習の委託を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の基準」と、本県公安委員会規則の規定に差違があることが判明したことから、他の内容変更を含め、本県公安委員会規則を次のとおり改正するもの</p> <p>3 改正する内容</p> <p>(1) 規則第2条第1項 講習の委託に関して、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人その他のもので、講習の実施に必要な組織及び能力を有する機関又は団体に委託して行う」を「府令第38条の3に定める基準に適合する者に委託して行う」に改める。</p> <p>(2) 規則第2条第2項第2号 講習の実施に関して、「公安委員会の指導監督に従う」を「鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指導監督に従う」に改める。</p> <p>(3) 規則第5条 講習の申込みに関して、「手数料を添えて行わなければならない」を「手数料を添えて行うこと」に改める。</p> <p>(4) 規則第6条 講習指導員資格に関して、「講習を行う講習指導員は、人格、識見ともに優れた講習指導員としてふさわしい者で、次に掲げる講習の区分に応じた教習指導員資格等を有し」を「講習指導員の要件は、それぞれ次のとおりとし」に改める。</p> <p>(5) 規則第12条 講習終了証明書に関して、「講習を終了したときは、受講者に対し府令第38条第15項に規定する講習終了証明書を交付するものとする。」を講習の区分に応じた各講習終了証明書を示すことに改める。</p> <p>4 施行年月日 令和7年3月24日</p>		

公安委員会 決裁資料	原付講習の実施に関する規則の一部改正について	令和7年2月26日 免許試験課
<p>1 改正する公安委員会規則 原付講習の実施に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号）</p> <p>2 規則改正理由 道路交通法施行規則第38条の3に規定する「講習の委託を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の基準」と、本県公安委員会規則の規定に差違があることが判明したことから、他の内容変更を含め、本県公安委員会規則を一部改正するもの</p> <p>3 改正する内容</p> <p>(1) 規則第2条 講習の委託に関して、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人その他のもので、講習の実施に必要な組織及び能力を有する機関又は団体に委託して行う」を「府令第38条の3に定める基準に適合する者に委託して行う」に改める。</p> <p>(2) 規則第6条 講習指導員の要件に関して、「講習を行う講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない」を「講習指導員の要件は、次のとおりとする」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。</p> <p>(3) 規則第11条 講習の実施方法に関して、「別表第1「原付講習の講習科目、時間割等に関する細目」に準拠して行い、講習時間は3時間とする」を「別表第1「原付講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に準拠して行うものとする」に改める。</p> <p>(4) 規則第13条 講習終了証明書の交付に関して、「受講者に対して原付講習終了証明書（別記第2号様式）を交付するものとする」を「受講者に対して府令第38条第18項に定める原付講習終了証明書を交付するものとする」に改める。</p> <p>(5) 別表第1（第11条関係） 「原付講習の講習科目、時間割等に関する細目」を「原付講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改める。</p> <p>4 施行年月日 令和7年3月24日</p>		